

国住指第157号
国住参建第1478号
令和6年7月1日

各都道府県知事 殿

国土交通省住宅局長
(公印省略)

改正建築基準法・改正建築物省エネ法の円滑な施行に向けた対応について

平素より建築行政の推進に御尽力を賜り、誠にありがとうございます。

令和4年6月17日に公布された脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第69号。以下「改正法」という。)は、令和7年4月1日に全面施行を迎え、原則全ての新築住宅・建築物の省エネ基準への適合義務化や建築確認・検査に係る審査省略制度の見直し、壁量基準等の見直し、建築確認手続きに係る改正が施行されます。

また、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(令和6年政令第172号)は令和6年4月19日に、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令(令和6年国土交通省令第68号)は令和6年6月28日に、それぞれ公布されたところであり、各委任告示についても順次公布されているところです。

改正法の全面施行に当たっては、市場の混乱を招くことなく実施することが重要であり、国土交通省では、関係団体との情報共有や意見交換等を目的とする改正建築物省エネ法・建築基準法の円滑施行に関する連絡会議(以下「連絡会議」という。)を開催し、円滑な施行に向けて万全を期すべく関係者で協力した積極的な周知に取り組んでいくこととしています。

しかしながら、これらの周知活動を行ってもなお、十分に情報が行き届かない申請者(建築士等)がいることも想定されることから、改正法の施行日前後の一定の期間において、特定行政庁及び指定確認検査機関の確認申請窓口における混雑・混乱を低減するため、下記の事項について御協力を賜りたく、依頼いたしますので、御理解・御対応のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. 改正法の全面施行による改正事項の周知徹底

令和7年4月1日に施行される、①原則全ての新築住宅・建築物の省エネ基準への適合義務化、②建築確認・検査に係る審査省略制度の見直し、③壁量基準等の見直しについては、特に木造戸建て住宅の建築確認・検査手続きに大きな影響があることから、国においても各種説明会等を計画・実施しているところですが、各都道府県においても、申請側・審査側双方に対し、改正主要項目についての周知徹底を図っていただくようお願いいたします。

特に、6月27日に開催された連絡会議においては、関係業界団体等においても、地域別や対象者別に説明会・講習会等の開催を依頼しているところであり、今後、これらの団体が主催する説明会等への講師派遣や周知協力等の要請があった場合には、積極的にお引き受けいただくようお願いいたします。

また、管内特定行政庁（限定特定行政庁を含む。）や指定確認検査機関が参画する建築行政連絡会議等の機会を捉えて、審査実務者向けの情報共有に取り組んでいただくようお願いいたします。

2. 改正法の施行日前後を通じた建築士個別サポート体制の確保

改正法の施行日前後における、特定行政庁及び指定確認検査機関の確認申請窓口の混雑・混乱を低減するため、改正法の施行日以降に着工する申請者（建築士等）に対し、上記①～③に係る確認申請図書の作成や確認申請手続き等について、個別にサポートする体制（以下「建築士サポート体制」という。）の構築が必要と考えています。当該建築士サポート体制については、各地域の実情も踏まえ、各都道府県の建築士会や建築士事務所協会等の地域ネットワークを活用しつつ、構築することが効果的であると考えられます。

つきましては、各都道府県において、遅くとも令和7年1月までに建築士サポート体制を構築していただくため、当該建築士サポート体制の事務局となる団体の選定をはじめとする、建築士サポート体制確保のあり方の検討・調整や、管内の特定行政庁及び指定確認検査機関と連携したサポート内容の調整、サポート窓口の周知及びサポート状況の把握・共有を進めていただくようお願いいたします。

なお、建築士サポート体制の確保・運営に係る細目は別途通知します。

3. 都道府県内の特定行政庁・指定確認検査機関における審査体制の確保状況の把握・共有

1. や2. の取組の効果を把握するため、各都道府県において、管内の各確認申請窓口における審査体制の確保状況及び審査状況の把握を行っていただくようお願いいたします。

なお、審査体制の確保状況の把握・共有に係る細目は別途通知します。

以上